

平成 28 年 第 10 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年10月6日（木） 午前9時00分～午前10時10分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員（33 人）

1番 片渕久司 委員	3番 岩永廣康 委員	4番 永松英昭 委員
5番 島ノ江 薫 委員	6番 渡辺清一 委員	7番 木下善明 委員
8番 小野愛子 委員	9番 溝口一博 委員	10番 大曲昭太 委員
11番 川崎 悟 委員	13番 松尾利助 委員	14番 中村康則 委員
15番 吉岡保則 委員	16番 山口八州男 委員	17番 稲富正信 委員
18番 片渕秋正 委員	19番 山崎春樹 委員	20番 松尾和義 委員
22番 鐘ヶ江善三 委員	23番 竹下一彦 委員	24番 中村勝郎 委員
26番 石田義明 委員	27番 永石幸人 委員	28番 内野さよ子 委員
29番 久原菊恵 委員	30番 緒方昭久 委員	31番 井崎陽子 委員
32番 白武一正 委員	33番 土井力雄 委員	34番 小柳眞佐美 委員
35番 本山法夫 委員	36番 吉原春樹 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員（4人）

2番 木室徳好 委員	12番 山口雪人 委員	21番 角 眞人 委員
25番 溝口修一郎 委員		

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画（10 号）の承認決定について
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) 農地法第 4 条の規定による届出について
	(3) 形状変更届出について
	(4) あっせん申出の取下げについて

業務連絡事項	(1) 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) その他 農業塾生(1 期生)の現状報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	田中進一	農地農政係長	野中和男
農地農政係	三原淳壱	平田宰子			

7. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成28年10月第10回白石町農業委員会総会を開会します。

まず、川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

本日は、12番の山口雪人委員、それから21番角真人委員、25番溝口修一郎委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。それから、2番の木室徳好委員、それから14番の中村康則委員がおくれるということで連絡を受けております。

出席委員が37名中34名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしております。

以降、議事の進行につきましては、農業委員会会議規則によりまして議長は会長が務めることとなっておりますので、会長をお願いいたします。よろしく願いします。

議事録署名委員の指名

議長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

31番の井崎陽子委員、32番の白武一正委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第180号

議長 初めに、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号第180号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案番号第180号。権利の種類、使用貸借権の設定。申請農地の表示、大字築切字杉〇〇番、大字遠江字遠江搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字遠江字遠太搦〇〇番、〇〇番、大字新拓〇〇番、〇〇番、面

積、田24,398㎡、畑300㎡、計の24,698㎡。貸付人、白石町大字遠江〇〇番地、遠江掬の〇〇さん。借受人、白石町大字福田〇〇番地、秀津一区の子である〇〇さん。耕作面積、田52,296㎡、畑358㎡、計52,654㎡です。稼働力、男2、女ゼロ。申請の事由、子に対し使用貸借権の設定、平成28年10月5日から平成78年10月4日までの50年間となっております。

〇〇さんは、米・麦・レンコンを中心とした専業農家で、6年間農業に従事されております。父親である〇〇さんから借り受けられる農地も合わせ、全ての農地について、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理しております。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案第180号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
全員賛成と認め、議案第180号は申請のとおり当委員会で許可することに決定をいたします。

2. 農地法第4条の規定による許可申請について 議案番号第181号

議長 続きまして、「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。
議案番号第181号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第4条の規定による許可申請について。
議案番号第181号。申請農地の表示、大字福富字興福一区〇〇番、田の1,414㎡、大字福富字興福一区〇〇番、田の85㎡、計の1,499㎡。申請者、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さん。転用目的、農家住宅。転用の事由。有明海

沿岸道路整備に伴う移転先として申請地に住宅及び農業用倉庫を建築したい。なお、農業経営をしていく中で駐車場等の用地が必要であり、1,499㎡を確保したい。これは、面積確保理由書が添付されております。事業または施設の概要、住宅215.31㎡、農業用倉庫1が99.37㎡、農業用倉庫2が99.37㎡、駐車場その他が1,084.95㎡。位置及び影響等、東、田、西、田、南、田、北、町道。面積の検討、適当。その他参考事項として、農振除外が28年6月30日に決定公告されております。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理しております。

議案位置図につきましては、1ページから3ページをごらんください。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として、9月29日、申請者及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、有明海沿岸道路整備事業に係る住宅の移転建築であります。ちょうど福富のインターのところにかかりますので、移転もやむを得ないと思います。周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。

議案第181号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案第181号は許可相当として知事に進達することに

決定いたします。

議案番号第182号

議長 続きまして、議案番号第182号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第182号。申請農地の表示、大字牛屋字八田搦〇〇番、畑の269㎡。申請者、白石町大字牛屋〇〇番地、大西の〇〇さん。転用目的、農業用資材置き場。転用の事由。タマネギコンテナの収納場所が不足していたため、今回の申請地を平成元年ごろに整備し、農業用資材置き場として利用していました。今後も同様に農業用資材置き場として利用したい。始末書が添付をされております。事業または施設の概要、農業用資材置き場98㎡、作業場その他171㎡。位置及び影響等、東、田、西、農道、南、田、北、町道。面積の検討、適当。その他参考事項、農振除外が軽微な変更として平成28年8月17日に決定公告をされております。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地。許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。申請地につきましては、自己所有地の田の一角にある畑地であり、周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理をしております。

以上で説明を終わります。

議案書位置図につきましては、4ページから6ページをご参照ください。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。地元農業委員として、9月14日に事務局と現地確認を行いました。〇〇さんは、約4.7haの経営規模で米・麦・タマネギ・レンコンを作付されております。事務局から説明がありましたとおり、農業用資材置き場を整備され、タマネギコンテナ置き場として利用されています。隣接農地はレンコン作付の自作地であり、排水等、周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても何ら問題ないと考えます。無断転用につきましては十分指導しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

地元委員の補足説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案第182号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
これも全員賛成と認め、議案第182号は許可相当として知事に進達することに決定をします。

議案番号第183号

議長 続きまして、議案番号第183号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第183号。申請農地の表示、大字戸ケ里字三本杉〇〇番、畑の166㎡、大字戸ケ里字三本杉〇〇番、田の64㎡、同じく大字戸ケ里字五本谷〇〇番、田の84㎡、大字戸ケ里字五本谷〇〇番、田の138㎡、大字戸ケ里字五本谷〇〇番、田の103㎡、合計の555㎡です。申請者、大字戸ケ里〇〇番地、廻りの〇〇さん。転用目的は、農業用倉庫、農業用資材置き場及び進入路。転用の事由として、昭和60年ごろに〇〇番、〇〇番を農業用進入路として造成し、〇〇番を通路として利用していた。平成元年の住宅新築の際に〇〇番を庭園及び農業用資材置き場として、それから平成10年ごろに農業用倉庫新築の際に用地が不足していたため、〇〇番を農業用施設用地として造成をしていたということで、始末書添付です。事業または施設の概要、農業用倉庫169㎡、農業用資材置き場35㎡、農作業用進入路170㎡、通路その他362㎡、宅地が同時利用をされております。位置及び影響等、東、田、宅地、西、県道、田、宅地、南、田、宅地、北、水路、田。面積の検討は適当です。その他参考事項としまして、〇〇番の農振除外が平成26年12月4日決定公告、〇〇番、〇〇番、〇〇番及び〇〇番の農振除外が平成28年6月30日に決定公告をされています。

農地区分は第1種農地で、原則不許可でございますけども、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断をいたしております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もないことから、申請は妥当と判断し、受理をしております。

位置図につきましては、7ページから9ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 これについても地元委員の補足説明を求めます。

○番 ○番の○○でございます。地元農業委員として、10月2日、申請者及び事務局と現地確認を行いました。申請人は、現在、米・麦・イチゴ等を中心に約11haの農地を耕作されております。今回の申請は、農業用倉庫、農業用資材置き場、農業機械等の進入路及び庭の敷地についての追認申請であります。周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案第183号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
これも全員賛成ということで、議案第183号は許可相当として知事に進達することに決定します。

議案番号第184号

議長 続きまして、議案番号第184号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第184号。申請農地の表示、大字今泉字二本松○○番、田の399㎡。申請者、白石町大字今泉○○番地、今泉西の○○さんです。転用目的が、貸し農業用資材置き場及び貸し駐車場。転用の事由。東隣に居住の大規模農業経営をされている方が農業用資材置き場、従業員駐車場の確保に苦慮されていたため、申請地を貸し農業用資材置き場及び貸し駐車場として造成し、貸し付けをしたい。事業または施設の概要、貸し農業用資材置き場120㎡、貸し駐車場279㎡。位置及び影響等、東、雑種地、西、宅地、南、町道、北、宅地。面積の検討、適当。その

他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に決定公告をしております。

農地区分につきましては第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断いたしております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理をしております。

議案位置図につきましては、10ページから12ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。地元農業委員として、9月30日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、申請人の東隣で大規模農業を営まれている方が農機具置き場や従業員駐車場の確保に苦慮され、公民館敷地等も借用されるような状況であったため、申請人が自身の農地を貸し資材置き場及び貸し駐車場として整備を行い、貸されるものであります。周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案第184号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案第184号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議長 続きます、「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

議案番号第185号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第185号。権利の種類、使用貸借権設定。申請農地の表示、大字今泉字二本松〇〇番、畑の65㎡。譲渡人、白石町大字今泉〇〇番地、今泉西の〇〇さん。譲受人が、同じく白石町大字今泉〇〇番地、今泉西の〇〇さんです。転用目的は、農業用倉庫及び農業用倉庫兼車庫です。転用の事由としまして、平成10年ごろに、農業機械の増加に伴い収納場所が不足していたため、申請地の一部を利用して農業用倉庫を建築、平成22年ごろに、農業用資材の収納庫、自家用車の車庫として、申請地の残地を利用して農業用倉庫兼車庫を建築していたということで、始末書が添付されております。事業または施設の概要、農業用倉庫52㎡、農業用倉庫兼車庫60㎡、通路その他7㎡、宅地は同時利用をされております。位置及び影響等、東、雑種地、西、宅地、南、田、北、宅地。面積の検討は適当。農振除外の見直しが平成26年12月4日に決定公告をされております。

農地区分としましては第1種農地。農地区分の該当事項は、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断しております。

議案書の位置図につきましては、12ページと13ページ、さきの議案番号第184号と続いている土地ということになります。議案番号第184号の申請時にわかったものでございまして、始末書の添付をされて申請をされております。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。ご審議方よろしく願います。

議長 説明が終わりました。

これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。先ほどと同じ9月30日に、事務局と現地を確認しました。今回の申請地は、既に農業用倉庫、農業用倉庫兼車庫として建てられているものですが、議案番号第184号の地つながりでありまして、面積も過大でなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。なお、無断で転用されておられることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。
これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。議案番号第184号と議案番号第185号ですが、貸されるわけだから、期限は両方で決められているのですか。

事務局長 双方で契約書を交わされておりまして、今のところ3年ということで契約をされておりますが、引き続き不足する場合はそのまま貸し付けを行うということで話がされているようでございます。

○番 ちなみに、教えていただければ、使用料というか、それはどういうふうになっていますか。教えられないならいいですが。

事務局長 使用料につきましては年間数千円ということで、お隣、親戚同士ということで格安で貸されるようでございます。

議長 いいですか。

○番 はい。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案第185号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
これも全員賛成と認め、議案第185号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。

議案番号第186号、議案番号第187号

議長 議案番号第186号と議案番号第187号も同一案件ですので、一括して説明を求めます。

事務局長 議案番号第186号。権利の種類、賃借権設定。申請農地の表示、大字福富字北十三〇〇番、面積、田20㎡。貸付人、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん、〇〇さんの相続人でございます。それから同じく、千葉県若津市若津台〇丁目〇番〇号、千葉県の〇〇さん、この方も〇〇さんの相続人でございます。借受人、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん。転用目的が農業用施設用地。転用の事由。平成19年2月ごろ、タマネギ風乾施設を建築する際に同施設用地として借り受けて造成をしていたということで、始末書が添付されております。事業または施設の概要、施設通路20㎡。位置及び影響等、東、田、西、道路、南、水路、北、宅地。面積の検討は適当。農振除外が軽微な変更として平成28年4月17日に決定公告をされております。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項が、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地。許可基準の該当は用途区分の変更でございます。

続きまして、議案番号第187号。権利の種類、使用賃借権の設定。申請農地の表示、大字福富字北十三〇〇番、田の633㎡。貸付人、白石町大字福富〇〇番地、北区、〇〇さん。借受人、同じく白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん。転用目的が農業用施設。転用の事由は、平成19年2月ごろ、申請地の一部を造成し、たまねぎ風乾施設を建築していた。そのことについては始末書が添付されております。今回、タマネギ作付の規模拡大による計画的な収穫、出荷を図るため、申請地の残地を造成し、タマネギ除湿乾燥施設を建築したい。事業または施設の概要、タマネギ除湿乾燥施設161㎡、タマネギ風乾施設120㎡、農業用資材置き場90㎡、通路その他262㎡。位置及び影響等、東、田、西、田、南、水路、北、宅地。面積の検討、適当。その他参考事項として、農振除外が軽微な変更で平成28年4月17日に決定公告をされています。

農地区分は、農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地。許可基準の該当事項は用途区分の変更です。

両議案とも、平成19年に農振除外の決定がなされておりましたけども、その後の農地法の転用許可を受けずに一部造成がなされていたものでございます。今回の計画による申請については、土地改良施設への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては地元委員の補足説明を一括して結構ですので、お願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として、9月29日に事務局と現地確認を行いました。事業内容は、事務局から説明がありましたとおり、申請人の〇〇さんは

米・タマネギの作付のほかノリ養殖業も営む大規模経営農家であります。

議案番号第186号につきましては、平成19年2月ごろ、議案番号第187号で説明がありました自作地農地の一部をタマネギ風乾施設及び農業、ノリ養殖用資材置き場として造成された際に、あわせてこの農地を農業用施設用地として借り受けられ、利用されており、今後も引き続き農業用施設用地として借り受けることで合意され、今回申請されているものであります。また、所有者の〇〇様が平成24年に亡くなられておりますが、相続されておりませんので、貸付人は相続人連名による申請となっているところであります。

議案番号第187号につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成19年2月ごろ、風乾施設等を設置するため一部造成されておりますが、このたび農業経営とタマネギの規模拡大による計画的な収穫、出荷体制を図るため、既存の造成地の残地にタマネギ除湿乾燥施設の建設を計画され、申請されております。

周辺農地につきましては申請人世帯の所有であり、事業内容から見ても農地への影響はなく、今回の転用については農地転用許可基準から見ても適当であると判断されます。なおまた、今回の申請につきましては、平成19年当時造成された事業とこのたび新たに計画された事業についての申請でございまして、無断転用につきましては十分指導をしているところであります。ご審議のほうよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
 ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
 議案番号第186号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
 これも全員賛成と認め、議案番号第186号は許可相当として知事に進達することに決定をいたします。
 続きまして、議案番号第187号、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

これも全員賛成と認め、議案番号第187号は許可相当として知事に進達することに決定します。

4. 平成28年白石町農用地利用集積計画（10号）の承認決定について
議案番号第188号

議長 続きまして、議案番号第188号「平成28年白石町農用地利用集積計画（10号）の承認決定について」、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第188号の農用地利用集積計画（10号）について説明いたします。

初めに、所有権移転関係でございます。今回は7件となっております。整理番号1番から読み上げさせていただきます。

整理番号1番。買い手、福吉西中、〇〇さん。売り手、福吉南、〇〇さん。土地の表示は、大字福吉字末福〇〇番、田の1筆で3,000㎡、利用目的はレンコン。所有権の移転時期は平成28年10月7日。支払い期限は平成28年12月20日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は24,096㎡です。

整理番号2番。買い手、東郷上、〇〇さん。売り手、新明2A、〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、田の1筆で4,481㎡、利用目的は米・タマネギ。所有権の移転時期は平成28年10月7日。支払い期限は平成29年1月31日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は佐賀銀行への振り込み。取得後の経営面積は19,419㎡。認定新規就農者です。

整理番号3番。買い手、南区、〇〇さん。売り手、兵庫県、〇〇さん。土地の表示は、大字福富字中観音〇〇番、田の1筆で1,445㎡。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成28年10月7日。支払い期限は平成28年11月30日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円。支払い方法は兵庫六甲農業協同組合への振り込み。取得後の経営面積は25,136㎡です。

整理番号4番。買い手、南区、〇〇さん。売り手、兵庫県、〇〇さん。土地の表示は、大字福富字西観音〇〇番、田の1筆で4,993㎡です。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成28年10月7日。支払い期限は平成28年11月30日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は兵庫六甲農業協同組合への振り込み。取得後の経営面積は33,461㎡です。

整理番号5番。買い手、南区、〇〇さん。売り手、千葉県、〇〇さん。土地の表示は、大字福富字南観音〇〇番、田の1筆で2,295㎡、利用目的はレンコン。所有権の移転時期は平成28年10月7日。支払い期限は平成28年12月20日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は千葉銀行への振り込みです。取得後の経営面積は44,947㎡。認定農業者です。

整理番号6番。買い手、東六府方区、〇〇さん。売り手、小城市、〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番と〇〇番、畑の2筆で4,041㎡、利用目的はキャベツ。所有権の移転時期は平成28年10月7日。支払い期限は平成28年11月30日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は40,242㎡です。

整理番号7番。買い手、東六府方区、〇〇さん。売り手、小城市、〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の1筆で4,475㎡、利用目的はキャベツ。所有権の移転時期は平成28年10月7日。支払い期限は平成28年11月30日。10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み。取得後の経営面積は40,242㎡です。

次に、利用権設定関係でございます。2ページから5ページにかけて35件の計画が提出され、利用権の種類は、賃借権が35件、使用貸借がゼロ件となっております。そのうち新規が17件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが9件で、再設定は18件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは17件です。今回の利用権の総面積は162,715㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものはゼロ件、個人によるものが35件となっております。今回の計画の中で、未相続農地は10件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、35件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについては、所有権移転関係のほうで事務局の担当に整理番号2番のところで説明を求めます。

事務局 所有権移転関係、整理番号2番につきまして補足説明をさせていただきます。

買い受けの方が〇〇さん、それから売り渡し申し出人の方が〇〇さんの案件でございます。

本件につきましては、本年の2月、売渡あっせん申し出が提出されまして、3月総会であっせん委員さんの選任をしていただき、あっせん会を開催いただきまして、4月に議案に上程をさせていただいているところでございました。〇〇さんにつきましては、備考の欄にも書いておりますように、認定新規就農者として町から認定を受けられております。資金を借りて取得されるということで、8月31日までの支払い期限として契約書を作成しておられました。その後、農業委員会のほうにも農林公庫から連絡があった経過がございますけれども、〇〇さんのほうで資金借入れの手続きが少しおくれてなされたということで、公庫資金の貸し付け実行の関係から、〇〇さんのほうに支払期限の8月31日までは代金の入金

できない状況に至ったところでございます。それで、改めまして〇〇さんのほうにこういう状況の説明と確認、併せて〇〇さんのほうからも〇〇さんに状況のご説明をされた経過でございます。

支払い期限までに払い込みができない場合は、法律上、売買契約は失効します。そういう状況に陥りましたので、改めてご本人さん、関係者の方で寄って話をしていただきまして、〇〇さんにおいても、公庫資金の都合ということでご理解いただいた経過でございます。そこで、先般、〇〇さんに対して改めて取得をする意志の確認、また、〇〇さんに対しても売り渡しを改めて〇〇さんに売り渡す事の確認。また3月のあっせん会のように、再度あっせん会を開催しながら売買契約の作成をお願いしますという合意がなされました。本件については、〇〇委員さん、〇〇委員さんのほうがあっせん委員さんになって非常にご苦労いただいております。委員さんに、そういう状況を説明させていただきながら、新たにあっせん会を開催させていただいて、本日の総会に議案として上程をさせていただいているところでございます。

今回、支払い期限を、公庫のほうに事前確認をいたしましたけども、支払について12月いっぱいまでには、何とかなるでしょうという話をいただいておりますが、期限の余裕を持って、今回、支払い期限は1カ月延ばして1月31日まで、そういうことが起こらないように支払い期限をとっているところです。

以上のような経過でございます。

議長 説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
議案番号第188号に何か質疑、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第188号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
これも全員賛成と認め、議案番号第188号は原案のとおり当委員会で承認することに決定をいたします。

5. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

議案番号第189号～議案番号第192号

議長 続きます、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」、まず売り渡し希望で議案番号第189号から議案番号第192号まで一括して説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売り渡し希望。

議案番号第189号。申請農地の表示、大字八平字新開〇〇番、畑の951㎡、大字八平字新開〇〇番、畑の7,199㎡、計の8,150㎡。あっせん申出人、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。

議案番号第190号。申請農地の表示、大字福富字北十三〇〇番、田の726㎡、同じく〇〇番、田の885㎡、計の1,611㎡。あっせん申出人、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん。

議案番号第191号。申請農地の表示、大字新明〇〇番、田の3,916㎡。あっせん申出人、白石町大字牛屋〇〇番地4、大和の〇〇さん。

議案番号第192号。申出農地、大字東郷字一本松〇〇番、田の1,831㎡。あっせん申出人、埼玉県狭山市大字水野〇〇番地、埼玉県の〇〇さんです。

以上、議案番号第189号から議案番号第192号まで4件につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

それでは、あっせん委員の選任をお願いいたします。

議案番号第189号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番ですね。〇番と〇番。2つともですね。

〇番 そうです。

議長 議案番号第190号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番。これも2つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第191号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。これは1筆ですね。
それから、議案番号第192号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですか。

○番 はい。

議長 それでは、もう一回確認をいたします。

議案番号第189号、○番○○委員と○番○○委員、2つともですね。それから、議案番号第190号、○番○○委員と○番○○委員、これも2つともですね。議案番号第191号、○番○○委員と○番○○委員。それから、議案番号第192号、○番○○委員と○番○○委員。

それでは、事務局担当をさせていただきます。

事務局長 事務局の担当者を説明します。

議案番号第189号は○○でございます。それから、議案番号第190号につきましては○○、議案番号第191号につきましては○○、議案番号第192号につきましては○○でございます。以降の連絡につきましては、各担当のほうへよろしく願いいたします。

議長 それでは、よろしく願いいたします。

議長 続きまして報告事項に入ります。事務局より報告事項をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1. 合意解約の報告
2. 農地法第4条の規定による届出について
3. 形状変更届出について

4. あっせん申出の取下げについて

議長 以上をもちまして、本日の提案議案は全て審議を終了しました。
続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

1. 第11回農業委員会総会の日時及び場所
2. その他 農業塾生（1期生）の現状報告について

議長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでございました。

閉会時刻 10時10分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員